

山梨労働局発表
平成27年11月27日（金）

【照会先】
山梨労働局職業安定部職業対策課
課長 宮崎正人
課長補佐 望月重一
地方障害者雇用担当官 秋田七美
(電話) 055(225)2858
(内線461、462、463)

雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新 民間企業における達成割合は55.8%

～山梨県における平成27年障害者雇用状況集計結果～

厚生労働省山梨労働局（局長 能坂正徳）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成27年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（参考1）

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.0%）

- 法定雇用率達成企業の割合は55.8%《全国47.2%》、対前年比4.3ポイント上昇《全国2.5ポイント上昇》
- 雇用障害者数、実雇用率はともに過去最高を更新。
 - ・ 雇用障害者数は1,541.0人、対前年6.9%（99.0人）増加
 - ・ 実雇用率は1.83%《全国1.88%》、対前年比0.04ポイント上昇《全国0.06ポイント上昇》

〈地方公共団体〉（同2.3%、県教育委員会は2.2%） ※ [] は昨年度の数値

- 雇用障害者数は市町村で、実雇用率は市町村教育委員会で対前年を上回った。
 - ・ 県の機関 : 雇用障害者数 94.0人 [95.0人]、実雇用率 2.42% [2.46%]
 - ・ 県教委 : 雇用障害者数 135.0人 [137.0人]、実雇用率 2.11% [2.12%]
 - ・ 市町村 : 雇用障害者数 194.0人 [185.5人]、実雇用率 2.14% [2.18%]
 - ・ 市町村教委 : 雇用障害者数 9.0人 [10.0人]、実雇用率 2.19% [1.90%]
- 法定雇用率達成機関（2.3%適用）の割合は72.7%《全国87.0%》、対前年比1.6ポイント低下《全国3.4ポイント上昇》。

〈地方独立行政法人〉（同2.3%）

※ [] は昨年度の数値

- 雇用障害者及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
 - ・ 雇用障害者数 24.0人 [17.0人]、実雇用率 2.30% [1.74%]

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業）に雇用されている障害者の数は1,541.0人で、前年より6.9%（99.0人）増加し、3年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,053.5人（対前年比3.1%増）、知的障害者は342.0人（同8.6%増）、精神障害者は145.5人（同37.9%増）と、いずれも前年度より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は55.8%（前年は51.5%）、実雇用率は1.83%（前年は1.79%）であった。

（第1表、第4表、参考3）

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で293.0人、100～300人未満で567.5人、300～500人未満で222.0人、500～1,000人未満で154.5人、1000人以上で304.0人と、300～500人未満、500～1,000人未満以外は前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、300～500人未満を除き、前年を上回った。
また、民間企業全体の実雇用率1.83%と比較すると、100～300人未満規模企業（1.85%）、300～500人未満（1.86%）、500～1,000人未満（2.50%）、1,000人以上規模企業（2.09%）については上回った。50～100人未満（1.42%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が51.9%、100～300人未満が60.8%、300～500人未満が55.9%、500～1,000人未満が77.8%、1,000人以上が50.0%と、1,000人以上規模企業を除き、前年を上回った。

（第2表、参考4）

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農・林・漁業」が8.5人、「建設業」が20.0人、「製造業」が624.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が3.0人、「情報通信業」が19.0人、「運輸業,郵便業」が46.0人、「卸売業,小売業」が219.0人、「金融業,保険業」が78.0人、「不動産業,物品賃貸業」が3.0人、「学術研究,専門・技術サービス業」が2.0人、「宿泊業,飲食サービス業」が41.5人、「生活関連サービス業,娯楽業」が84.0人、「教育,学習支援業」が19.0人、「医療,福祉」が261.5人、「複合サービス事業」が41.5人、「サービス業」が71.0人となっており、このうち、「農・林・漁業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「不動産業,物品賃貸業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「サービス業」が前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」（2.01%）、「生活関連サービス業,娯楽業」（3.55%）、「医療,福祉」（1.87%）の3業種で、民間企業の実雇用率1.83%を上回っている。

（第3表）

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成27年度の法定雇用率未達成企業は、243社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、77.4%と4分の3を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が未達成企業に占める割合は、66.3%となっている。

（第5表）

2 地方公共団体における在職状況

- ・ 地方公共団体（2.3%の法定雇用率が適用される機関：43.5人以上規模の機関）に在職している障害者の数は297.0人、実雇用率は2.22%であった。さらに、法定雇用率を達成している機関は、33機関中24機関、達成割合は72.7%（全国87.0%）となっている。
- ・ このうち、市町村については、在職している障害者の数は194.0人、実雇用率は2.14%であり、法定雇用率を達成している機関は、25機関中16機関、達成割合は64.0%となっている。市町村教育委員会については、在職している障害者数9.0人、実雇用率は2.19%であり、5機関すべてが法定雇用率を達成している。
- ・ 県の機関については、在職している障害者の数は94.0人、実雇用率は2.42%であり、3機関すべてが法定雇用率を達成している。
- ・ 一方、2.2%の法定雇用率が適用される機関（山梨県教育委員会）については、在職している障害者は135.0人、実雇用率は2.11%で未達成となっている。

（第6表～第8表）

3 地方独立行政法人における雇用状況

- ・ 地方独立行政法人に雇用されている障害者は24.0人、実雇用率は2.30%で、すべての機関で達成している。

（第9表）

4 今後の取組

- ・ 民間企業の実雇用率及び達成企業割合は昨年より上昇したが、依然、法定雇用率を達成していない企業があることから、各ハローワーク、山梨県及び関係機関と連携し年間を通じた個別指導を行っていく。
また、不足数の大きな企業に対しては、障害者雇入れ計画作成命令（障害者雇用促進法第46条）を行い、早期に法定雇用率を達成することができるよう指導する。
- ・ 公的機関については、昨年に比べ雇用が進んでいるものの、依然、全国を下回っていることから、各機関のトップに対しては、ハローワーク、山梨県及び関係機関と連携を図り指導を徹底する。
- ・ また、精神障害者の法定雇用率算定基礎への算入が決定（平成30年4月1日改正法施行予定）していることもあり、各種の雇用支援策の活用を通じて、引き続き精神障害者を含めた障害者の雇用の促進を一層推進することとする。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況(第1表)

① 概況

年度	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
H22	425	67,965.0	302	27	494	22	1,136.0	117.0	1.67	211	49.6
H23	464	76,625.0	331	48	537	64	1,279.0	119.0	1.67	226	48.7
H24	452	74,412.5	314	47	533	101	1,258.5	131.5	1.69	238	52.7
H25	514	78,890.5	333	40	584	108	1,344.0	118.5	1.70	238	46.3
H26	532	80,522.0	352	51	628	118	1,442.0	159.0	1.79	274	51.5
H27	550	83,997.0	368	60	667	156	1,541.0	187.0	1.83	307	55.8

② 障害種別雇用状況

年度	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
H22	1,136.0	237	21	372	—	867.0	86.0	65	6	93	—	229.0	22.0	29	22	40.0	9.0
H23	1,279.0	268	36	397	22	980.0	88.5	63	12	102	13	246.5	16.0	38	29	52.5	14.5
H24	1,258.5	243	37	385	31	923.5	67.5	71	10	97	22	260.0	43.5	51	48	75.0	20.5
H25	1,344.0	253	27	410	34	960.0	63.0	80	13	102	21	285.5	31.0	72	53	98.5	24.5
H26	1,442.0	269	29	435	39	1,021.5	92.5	83	22	114	26	315.0	43.5	79	53	105.5	23.0
H27	1,541.0	281	38	427	53	1,053.5	97.0	87	22	127	38	342.0	47.5	113	65	145.5	42.5

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況（第2表）

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 550 (532)	人 83,997.0 (80,522.0)	人 368 (352)	人 60 (51)	人 667 (628)	人 156 (118)	人 1,541.0 (1,442.0)	人 187.0 (159.0)	% 1.83 (1.79)	企業 307 (274)	% 55.8 (51.5)
50～ 100人未満	企業 295 (280)	人 20,574.0 (19,541.5)	人 58 (57)	人 12 (9)	人 142 (135)	人 46 (33)	人 293.0 (274.5)	人 31.0 (33.5)	% 1.42 (1.40)	企業 153 (136)	% 51.9 (48.6)
100～ 300人未満	204 (199)	30,749.0 (29,809.0)	134 (125)	31 (26)	230 (216)	77 (65)	567.5 (524.5)	74.5 (62.0)	1.85 (1.76)	124 (108)	60.8 (54.3)
300～ 500人未満	34 (36)	11,919.5 (12,434.5)	54 (59)	9 (11)	100 (112)	10 (5)	222.0 (243.5)	22.5 (36.0)	1.86 (1.96)	19 (20)	55.9 (55.6)
500～ 1,000人未満	9 (11)	6,175.0 (7,445.0)	44 (50)	2 (2)	61 (64)	7 (7)	154.5 (169.5)	20.0 (14.0)	2.50 (2.28)	7 (7)	77.8 (63.6)
1,000人以上	8 (6)	14,579.5 (11,292.0)	78 (61)	6 (3)	134 (101)	16 (8)	304.0 (230.0)	39.0 (13.5)	2.09 (2.04)	4 (3)	50.0 (50.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	1,541.0 (1,442.0)	281 (269)	38 (29)	427 (435)	53 (39)	1,053.5 (1,021.5)	97.0 (92.5)	87 (83)	22 (22)	127 (114)	38 (26)	342.0 (315.0)	47.5 (43.5)	113 (79)	65 (53)	145.5 (105.5)	42.5 (23.0)
50～ 100人未満	293.0 (274.5)	50 (44)	7 (6)	88 (89)	11 (10)	200.5 (188.0)		8 (13)	5 (3)	30 (33)	16 (12)	59.0 (68.0)		24 (13)	19 (11)	33.5 (18.5)	
100～ 300人未満	567.5 (524.5)	92 (87)	20 (15)	148 (156)	26 (20)	365.0 (355.0)		42 (38)	11 (11)	40 (30)	14 (10)	142.0 (122.0)		42 (30)	37 (35)	60.5 (47.5)	
300～ 500人未満	222.0 (243.5)	49 (54)	4 (5)	60 (80)	5 (2)	164.5 (194.0)		5 (5)	5 (6)	25 (22)	5 (2)	42.5 (39.0)		15 (10)	0 (1)	15.0 (10.5)	
500～ 1,000人未満	154.5 (169.5)	31 (40)	2 (2)	42 (46)	3 (2)	107.5 (129.0)		13 (10)	— (—)	8 (9)	1 (1)	34.5 (29.5)		11 (9)	3 (4)	12.5 (11.0)	
1,000人以上	304.0 (230.0)	59 (44)	5 (1)	89 (64)	8 (5)	216.0 (155.5)		19 (17)	1 (2)	24 (20)	2 (1)	64.0 (56.5)		21 (17)	6 (2)	24.0 (18.0)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況(第3表)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 550 (532)	人 83,997.0 (80,522.0)	人 368 (352)	人 60 (51)	人 667 (628)	人 156 (118)	人 1,541.0 (1,442.0)	人 187.0 (159.0)	% 1.83 (1.79)	企業 307 (274)	% 55.8 (51.5)
農、林、漁業	2 (-)	553.5 (-)	1 (-)	- (-)	6 (-)	1 (-)	8.5 (-)	1.0 (-)	1.54 (-)	0 (0)	0.0 (0.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	16 (13)	1,369.5 (1,240.0)	8 (8)	- (-)	3 (5)	2 (-)	20.0 (21.0)	2.0 (-)	1.46 (1.69)	7 (8)	43.8 (61.5)
製造業	177 (169)	30,980.5 (29,419.0)	167 (158)	11 (9)	268 (235)	22 (15)	624.0 (567.5)	73.0 (55.5)	2.01 (1.93)	116 (105)	65.5 (62.1)
電気・ガス・熱 供給・水道業	2 (2)	187.5 (191.0)	- (-)	- (-)	3 (2)	- (-)	3.0 (2.0)	1.0 (-)	1.60 (1.05)	2 (1)	100.0 (50.0)
情報通信業	17 (19)	2,135.5 (2,302.5)	6 (6)	1 (-)	6 (6)	- (-)	19.0 (18.0)	3.0 (1.0)	0.89 (0.78)	6 (4)	35.3 (21.1)
運輸業、郵便 業	23 (23)	2,603.0 (2,482.0)	9 (5)	2 (-)	26 (26)	- (-)	46.0 (36.0)	5.0 (5.0)	1.77 (1.45)	14 (11)	60.9 (47.8)
卸売業、小売 業	85 (84)	13,736.5 (13,456.5)	50 (49)	14 (14)	91 (90)	28 (21)	219.0 (212.5)	23.5 (26.0)	1.59 (1.58)	30 (30)	35.3 (35.7)
金融業、保険 業	7 (7)	4,263.5 (4,326.0)	18 (20)	2 (1)	39 (36)	2 (3)	78.0 (78.5)	3.0 (4.5)	1.83 (1.81)	4 (3)	57.1 (42.9)
不動産業、 物品賃貸業	5 (3)	418.0 (287.5)	- (-)	- (-)	3 (2)	- (-)	3.0 (2.0)	- (-)	0.72 (0.70)	2 (1)	40.0 (33.3)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	3 (3)	181.5 (186.0)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	2.0 (2.0)	- (-)	1.10 (1.08)	1 (1)	33.3 (33.3)
宿泊業、飲食 サービス業	16 (17)	2,332.0 (2,422.0)	6 (6)	4 (7)	18 (22)	15 (10)	41.5 (46.0)	7.5 (1.0)	1.78 (1.90)	12 (10)	75.0 (58.8)
生活関連サー ビス業、娯楽業	19 (23)	2,367.5 (2,570.0)	28 (29)	1 (1)	23 (27)	8 (1)	84.0 (86.5)	4.0 (9.0)	3.55 (3.37)	10 (11)	52.6 (47.8)
教育、学習支 援業	13 (12)	1,843.5 (1,638.5)	4 (3)	- (-)	11 (10)	- (-)	19.0 (16.0)	3.0 (-)	1.03 (0.98)	3 (3)	23.1 (25.0)
医療、福祉	117 (109)	14,009.5 (13,024.5)	46 (46)	19 (14)	114 (107)	73 (65)	261.5 (245.5)	44.5 (38.0)	1.87 (1.88)	73 (58)	62.4 (53.2)
複合サービス 事業	9 (10)	2,398.0 (2,514.0)	12 (11)	1 (1)	16 (20)	1 (1)	41.5 (43.5)	8.0 (13.0)	1.73 (1.73)	5 (7)	55.6 (70.0)
サービス業	39 (38)	4,617.5 (4,462.5)	12 (10)	5 (4)	40 (40)	4 (2)	71.0 (65.0)	8.5 (6.0)	1.54 (1.46)	22 (21)	56.4 (55.3)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
産業計	1,541.0 (1,442.0)	281 (269)	38 (29)	427 (435)	53 (39)	1,053.5 (1,021.5)	97.0 (92.5)	87 (83)	22 (22)	127 (114)	38 (26)	342.0 (315.0)	47.5 (43.5)	113 (79)	65 (53)	145.5 (105.5)	42.5 (23.0)
農、林、漁業	8.5 (-)	1 (-)	- (-)	2 (-)	1 (-)	4.5 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)	- (-)	3.0 (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	20.0 (21.0)	8 (7)	1 (-)	3 (3)	- (-)	19.0 (17.0)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	1.0 (4.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造業	624.0 (567.5)	132 (132)	8 (8)	180 (170)	9 (8)	456.5 (446.0)	- (-)	35 (26)	3 (1)	49 (44)	5 (5)	124.5 (99.5)	- (-)	39 (21)	8 (2)	43.0 (22.0)	- (-)
電気・ガス・熱供給・ 水道業	3.0 (2.0)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	2.0 (2.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)	- (-)
情報通信業	19.0 (18.0)	6 (6)	1 (-)	5 (5)	- (-)	18.0 (17.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)	- (-)
運輸業、郵便業	46.0 (36.0)	7 (5)	1 (-)	21 (22)	- (-)	36.0 (32.0)	- (-)	2 (-)	1 (-)	1 (-)	- (-)	6.0 (-)	- (-)	4 (4)	- (-)	4.0 (4.0)	- (-)
卸売業、小売業	219.0 (212.5)	31 (29)	6 (3)	48 (52)	15 (10)	123.5 (118.0)	- (-)	19 (20)	8 (11)	25 (25)	6 (4)	74.0 (78.0)	- (-)	18 (13)	7 (7)	21.5 (16.5)	- (-)
金融業、保険業	78.0 (78.5)	16 (18)	2 (1)	32 (29)	2 (3)	67.0 (67.5)	- (-)	2 (2)	- (-)	1 (1)	- (-)	5.0 (5.0)	- (-)	6 (6)	- (-)	6.0 (6.0)	- (-)
不動産業、物品賃貸業	3.0 (2.0)	- (-)	- (-)	3 (2)	- (-)	3.0 (2.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
学術研究、専門・技術サービス業	2.0 (2.0)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	2.0 (2.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宿泊業、飲食サービス業	41.5 (46.0)	4 (4)	1 (1)	6 (11)	4 (2)	17.0 (21.0)	- (-)	2 (2)	3 (6)	8 (7)	6 (4)	18.0 (19.0)	- (-)	4 (4)	5 (4)	6.5 (6.0)	- (-)
生活関連サービス業、 娯楽業	84.0 (86.5)	5 (3)	- (-)	10 (16)	6 (1)	23.0 (22.5)	- (-)	23 (26)	1 (1)	11 (9)	1 (-)	58.5 (62.0)	- (-)	2 (2)	1 (-)	2.5 (2.0)	- (-)
教育・学習支援業	19.0 (16.0)	4 (3)	- (-)	9 (8)	- (-)	17.0 (14.0)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	2.0 (2.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
医療、福祉	261.5 (245.5)	42 (40)	16 (13)	63 (64)	14 (12)	170.0 (163.0)	- (-)	4 (6)	3 (1)	23 (18)	17 (13)	42.5 (37.5)	- (-)	28 (25)	42 (40)	49.0 (45.0)	- (-)
複合サービス事業	41.5 (43.5)	12 (11)	- (-)	11 (15)	- (1)	35.0 (37.5)	- (-)	- (-)	1 (1)	3 (3)	1 (-)	4.5 (4.0)	- (-)	2 (2)	- (-)	2.0 (2.0)	- (-)
サービス業	71.0 (65.0)	12 (10)	3 (3)	32 (36)	2 (2)	60.0 (60.0)	- (-)	- (-)	2 (1)	1 (3)	- (-)	3.0 (4.0)	- (-)	7 (1)	2 (-)	8.0 (1.0)	- (-)

注 1(1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	177 (169)	30,980.5 (29,419.0)	167 (158)	11 (9)	268 (235)	22 (15)	624.0 (567.5)	73.0 (55.5)	2.01 (1.93)	116 (105)	65.5 (62.1)
09 食料品	27 (26)	5,498.5 (5,628.5)	42 (37)	3 (3)	56 (53)	3 (3)	144.5 (131.5)	16.0 (14.0)	2.63 (2.34)	22 (21)	81.5 (80.8)
10 飲料・たばこ・ 飼料	9 (8)	791.5 (703.5)	2 (1)	1 (1)	4 (2)	- (-)	9.0 (5.0)	1.0 (1.0)	1.14 (0.71)	5 (3)	55.6 (37.5)
11 繊維工業	4 (4)	272.0 (267.0)	2 (-)	- (-)	1 (1)	- (1)	5.0 (1.5)	3.0 (-)	1.84 (0.56)	2 (1)	50.0 (25.0)
14 パルプ・紙・ 紙加工品	5 (5)	578.0 (583.0)	3 (2)	- (-)	5 (6)	- (-)	11.0 (10.0)	1.0 (1.0)	1.90 (1.72)	5 (4)	100.0 (80.0)
16 化学工業	6 (5)	834.5 (777.5)	5 (4)	- (-)	5 (4)	- (-)	15.0 (12.0)	3.0 (-)	1.80 (1.54)	5 (3)	83.3 (60.0)
18 プラスチック製品 (別掲を除く)	9 (10)	879.5 (959.0)	1 (2)	- (-)	9 (10)	1 (1)	11.5 (14.5)	- (1.0)	1.31 (1.51)	7 (7)	77.8 (70.0)
21 窯業・ 土石製品	4 (4)	282.5 (281.0)	- (1)	- (-)	2 (3)	- (-)	2.0 (5.0)	- (-)	0.71 (1.78)	1 (2)	25.0 (50.0)
23 非鉄金属	4 (5)	440.0 (568.5)	1 (1)	- (-)	10 (9)	- (-)	12.0 (11.0)	1.0 (2.0)	2.73 (1.93)	4 (5)	100.0 (100.0)
24 金属製品	15 (12)	1,664.0 (1,101.0)	6 (5)	- (-)	15 (5)	1 (1)	27.5 (15.5)	1.0 (-)	1.65 (1.41)	8 (6)	53.3 (50.0)
25 はん用機械 器具	5 (5)	1,199.0 (336.0)	7 (2)	- (1)	9 (3)	3 (4)	24.5 (10.0)	2.0 (-)	2.04 (2.98)	4 (5)	80.0 (100.0)
26 生産用機械 器具	12 (12)	1,699.0 (1,884.0)	24 (21)	- (-)	17 (17)	- (-)	65.0 (59.0)	11.0 (13.0)	3.83 (3.13)	7 (5)	58.3 (41.7)
27 業務用機械 器具	7 (8)	651.5 (1,630.0)	1 (6)	- (-)	3 (9)	- (2)	5.0 (22.0)	1.0 (-)	0.77 (1.35)	2 (2)	28.6 (25.0)
28 電気部品・ デバイス・電子回路	17 (21)	8,320.0 (8,309.5)	42 (45)	5 (4)	61 (57)	6 (1)	153.0 (151.5)	27.0 (9.5)	1.84 (1.82)	8 (11)	47.1 (52.4)
29 電気機械器具	20 (19)	3,080.0 (3,098.5)	16 (17)	- (-)	26 (31)	- (-)	58.0 (65.0)	1.0 (10.0)	1.88 (2.10)	15 (14)	75.0 (73.7)
30 情報通信機械 器具	5 (4)	702.0 (451.0)	2 (3)	1 (-)	5 (1)	- (1)	10.0 (7.5)	3.0 (0.5)	1.42 (1.66)	4 (2)	80.0 (50.0)
31 運送用機械 器具	10 (8)	1,958.0 (1,338.5)	9 (8)	- (-)	24 (13)	- (-)	42.0 (29.0)	1.0 (1.0)	2.15 (2.17)	7 (7)	70.0 (87.5)
その他	18 (13)	2,130.5 (1,502.5)	4 (3)	1 (-)	16 (11)	8 (1)	29.0 (17.5)	1.0 (2.5)	1.36 (1.16)	10 (7)	55.6 (53.8)

注 1(1)①の表と同じ

その他の区分：12、13、15、17、19、20、22、32

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 624.0 (567.5)	人 132 (132)	人 8 (8)	人 180 (170)	人 9 (8)	人 456.5 (446.0)	人 35 (26)	人 3 (1)	人 49 (44)	人 5 (5)	人 124.5 (99.5)	人 39 (21)	人 8 (2)	人 43.0 (22.0)
09 食料品	144.5 (131.5)	23 (22)	2 (3)	24 (25)	- (1)	72.0 (72.5)	19 (15)	1 (-)	22 (24)	1 (1)	61.5 (54.5)	10 (4)	2 (1)	11.0 (4.5)
10 飲料・たばこ・飼料	9.0 (5.0)	1 (-)	- (-)	3 (1)	- (-)	5.0 (1.0)	1 (1)	1 (1)	1 (-)	- (-)	4.0 (3.0)	- (1)	- (-)	- (1.0)
11 繊維工業	5.0 (1.5)	2 (-)	- (-)	- (1)	- (1)	4.0 (1.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)
14 パルプ・紙・紙加工品	11.0 (10.0)	3 (2)	- (-)	3 (5)	- (-)	9.0 (9.0)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)
16 化学工業	15.0 (12.0)	4 (4)	- (-)	4 (3)	- (-)	12.0 (11.0)	1 (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	3.0 (1.0)	- (-)	- (-)	- (-)
18 プラスチック製品(別掲を除く)	11.5 (14.5)	1 (2)	- (-)	6 (7)	1 (1)	8.5 (11.5)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	2.0 (2.0)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)
21 窯業・土石製品	2.0 (5.0)	- (1)	- (-)	2 (3)	- (-)	2.0 (5.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
23 非鉄金属	12.0 (11.0)	1 (1)	- (-)	7 (6)	- (-)	9.0 (8.0)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	2.0 (2.0)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)
24 金属製品	27.5 (15.5)	6 (5)	- (-)	13 (5)	1 (1)	25.5 (15.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	- (-)	2.0 (-)
25 はん用機械器具	24.5 (10.0)	7 (2)	- (1)	6 (2)	2 (2)	21.0 (8.0)	- (-)	- (-)	2 (1)	1 (2)	2.5 (2.0)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)
26 生産用機械器具	65.0 (59.0)	13 (13)	- (-)	7 (9)	- (-)	33.0 (35.0)	11 (8)	- (-)	5 (4)	- (-)	27.0 (20.0)	5 (4)	- (-)	5.0 (4.0)
27 業務用機械器具	5.0 (22.0)	1 (6)	- (-)	2 (4)	- (1)	4.0 (16.5)	- (-)	- (-)	- (1)	- (1)	- (1.5)	1 (4)	- (-)	1.0 (4.0)
28 電気部品・デバイス・電子回路	153.0 (151.5)	40 (44)	5 (4)	53 (53)	2 (1)	139.0 (145.5)	2 (1)	- (-)	2 (3)	- (-)	6.0 (5.0)	6 (1)	4 (-)	8.0 (1.0)
29 電気機械器具	58.0 (65.0)	15 (16)	- (-)	19 (27)	- (-)	49.0 (59.0)	1 (1)	- (-)	3 (1)	- (-)	5.0 (3.0)	4 (3)	- (-)	4.0 (3.0)
30 情報通信機械器具	10.0 (7.5)	2 (3)	1 (-)	3 (1)	- (-)	8.0 (7.0)	- (-)	- (-)	2 (-)	- (1)	2.0 (0.5)	- (-)	- (-)	- (-)
31 運送用機械器具	42.0 (29.0)	9 (8)	- (-)	18 (8)	- (-)	36.0 (24.0)	- (-)	- (-)	5 (3)	- (-)	5.0 (3.0)	1 (2)	- (-)	1.0 (2.0)
その他	29.0 (17.5)	4 (3)	- (-)	10 (10)	3 (-)	19.5 (16.0)	- (-)	1 (-)	1 (1)	3 (-)	3.5 (1.0)	5 (-)	2 (1)	6.0 (0.5)

注 1 (1)②の表と同じ

その他の区分：12、13、15、17、19、20、22、32

(4) 民間企業における雇用状況の推移(第4表)

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 62 年	605	10	1.44	△ 0.01	57.5	△ 8.6
63	606	1	1.44	0.00	55.4	△ 2.1
平成 元	715	109	1.46	0.02	50.0	△ 5.4
2	759	44	1.46	0.00	56.5	6.5
3	801	42	1.50	0.04	52.9	△ 3.6
4	890	89	1.58	0.08	53.3	0.4
5	885	△ 5	1.58	0.00	55.2	1.9
6	868	△ 17	1.56	△ 0.02	56.2	1.0
7	884	16	1.56	0.00	53.2	△ 3.0
8	860	△ 24	1.52	△ 0.04	50.8	△ 2.4
9	865	5	1.52	0.00	52.1	1.3
10	924	59	1.55	0.03	49.4	△ 2.7
11	925	1	1.52	△ 0.03	45.8	△ 3.6
12	915	△ 10	1.50	△ 0.02	47.0	1.2
13	914	△ 1	1.49	△ 0.01	46.0	△ 1.0
14	877	△ 37	1.48	△ 0.01	47.5	1.5
15	834	△ 43	1.45	△ 0.03	47.4	△ 0.1
16	939	105	1.47	0.02	51.2	3.8
17	955	16	1.50	0.03	49.9	△ 1.3
18	1,018.0	63.0	1.55	0.05	49.1	△ 0.8
19	1,081.5	63.5	1.62	0.07	52.3	3.2
20	1,057.5	△ 24.0	1.52	△ 0.10	47.4	△ 4.9
21	1,108.0	50.5	1.61	0.09	51.3	3.9
22	1,136.0	28.0	1.67	0.06	49.6	△ 1.7
23	1,279.0	143.0	1.67	0.00	48.7	△ 0.9
24	1,258.5	△ 20.5	1.69	0.02	52.7	4.0
25	1,344.0	85.5	1.70	0.01	46.3	△ 6.4
26	1,442.0	98.0	1.79	0.09	51.5	5.2
27	1,541.0	99.0	1.83	0.04	55.8	4.3

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- 知的障害者

平成5年～平成17年

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数（第5表）

区分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数					③ 障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上	
規模計	243 (100.0%)	188 (77.4%)	39 (16.0%)	11 (4.5%)	3 (1.2%)	2 (0.8%)	161 (66.3%)
50～100人未満	142 (100.0%)	142 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	136 (95.8%)
100～300人未満	80 (100.0%)	37 (46.3%)	35 (43.8%)	8 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25 (31.3%)
300～500人未満	15 (100.0%)	7 (46.7%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	2 (100.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	4 (100.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(第6表)

地方公共団体(法定雇用率2.3%が適用される機関)における障害者の在職状況□

(山梨労働局管内)
(各年度6月1日現在)

	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率		法定雇用率達成機関		
					全国実雇用率	機関数	割合	全国達成割合
平成22年度	34	12,153	248.0	2.04%	2.43%	25	73.5%	88.8%
平成23年度	35	12,558.0	246.5	1.96%	2.27%	19	54.3%	84.1%
平成24年度	32	12,358.5	239.0	1.93%	2.30%	17	53.1%	86.8%
平成25年度	35	12,646.0	269.0	2.13%	2.38%	19	54.3%	82.7%
平成26年度	35	12,902.5	290.5	2.25%	2.42%	26	74.3%	83.6%
平成27年度	33	13,351.0	297.0	2.22%	2.45%	24	72.7%	87.0%

(第7表)

地方公共団体(県教育委員会等の、法定雇用率2.2%が適用される機関)における障害者の在職状況□

(山梨労働局管内)
(各年度6月1日現在)

	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率		法定雇用率達成機関		
					全国実雇用率	機関数	割合	全国達成割合
平成22年度	2	5,832	73.0	1.25%	1.78%	1	50.0%	60.8%
平成23年度	1	6,501.5	95.0	1.46%	1.77%	0	0.0%	67.6%
平成24年度	1	6,544.0	97.0	1.48%	1.88%	0	0.0%	70.2%
平成25年度	1	6,468.0	128.0	1.98%	2.01%	0	0.0%	57.6%
平成26年度	1	6,448.0	137.0	2.12%	2.09%	0	0.0%	66.7%
平成27年度	1	6,401.0	135.0	2.11%	2.15%	0	0.0%	73.9%

※ 2.2%が適用される教育委員会は、学校教育法第1条の中学、高校の教諭の任命権を有する教育委員会であり、平成22年度以前の機関数は大月市教育委員会を含む。

(第8表)

山梨労働局管内の地方公共団体の平成27年6月1日現在における、個別の障害者雇用状況

(1) 市町村の状況(法定雇用率2.3%)

25機関(うち達成機関 16、未達成機関 9、達成機関割合 64.0%)

	※ 特例 認定	法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
市町村の合計		9,062.0	194.0	2.14%	19.5	
甲府市	○	1797.5	43.5	2.42%	0.0	
富士吉田市		689.0	15.0	2.18%	0.0	
甲州市		392.5	5.0	1.27%	4.0	
都留市		335.5	6.0	1.79%	1.0	
山梨市	○	497.0	8.0	1.61%	3.0	
大月市		258.0	6.0	2.33%	0.0	
韮崎市		379.0	3.5	0.92%	4.5	平成27年11月1日現在達成。
南アルプス市	○	546.0	18.0	3.30%	0.0	
甲斐市	○	426.0	9.0	2.11%	0.0	
笛吹市	○	539.0	13.0	2.41%	0.0	
北杜市	○	734.0	20.0	2.72%	0.0	
上野原市		187.0	5.0	2.67%	0.0	
中央市	○	389.5	7.0	1.80%	1.0	平成27年9月1日現在達成。
市川三郷町	○	300.0	5.0	1.67%	1.0	平成27年10月1日現在達成。
富士川町		171.0	3.0	1.75%	0.0	
身延町		173.0	3.0	1.73%	0.0	
南部町		98.0	2.0	2.04%	0.0	
昭和町	○	199.0	4.0	2.01%	0.0	
西桂町		62.5	1.0	1.60%	0.0	
忍野村		86.0	4.0	4.65%	0.0	
山中湖村		118.0	1.0	0.85%	1.0	
富士河口湖町		154.0	1.0	0.65%	2.0	
甲府市上下水道局		169.0	3.0	1.78%	0.0	
身延町早川町 一部事務組合 飯富病院		92.5	4.0	4.32%	0.0	
峡南医療センター企業団		269.0	4.0	1.49%	2.0	

※ ○印は特例認定のため、各教育委員会と合算している。

特例認定とは、ある地方機関及び関係機関との申請に基づき、人的関係が緊密である等の要件を満たすものとして、厚生労働大臣の認定(認定権限は都道府県労働局長に委任されている)を受けた場合に、特例的に関係機関に勤務する職員を当該機関に勤務する職員とみなすものである。

(2) 市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.3%)

5機関(うち、達成機関 5、達成機関割合 100.0%)

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
合 計	411.5	9.0	2.19%	0.0	
富士吉田市教育委員会	137.0	3.0	2.19%	0.0	
甲州市教育委員会	62.0	1.0	1.61%	0.0	
都留市教育委員会	68.5	2.0	2.92%	0.0	
韮崎市教育委員会	55.0	1.0	1.82%	0.0	
身延町教育委員会	89.0	2.0	2.25%	0.0	

(3) 山梨県の2.3%適用機関の状況
3機関(うち、達成機関3、達成機関割合100.0%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
合 計	3877.5	94.0	2.42%	0.0	
山梨県知事部局	3442.0	82.0	2.38%	0.0	
山梨県警察本部	366.5	9.0	2.46%	0.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35%	0.0	

(4) 山梨県の2.2%適用機関の状況
1機関(うち、未達成機関1、達成機関割合0.0%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
合 計	6401.0	135.0	2.11%	5.0	
山梨県教育委員会	6401.0	135.0	2.11%	5.0	

(第9表)

地方独立行政法人の状況(法定雇用率2.3%)
3機関(うち、達成機関3、達成機関割合100.0%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
合 計	1042.5	24.0	2.30%	0.0	
山梨県立病院機構	819.0	20.0	2.44%	0.0	
山梨県立大学	102.0	2.0	1.96%	0.0	
都留文科大学	121.5	2.0	1.65%	0.0	

注1 表中、精神障害者である短時間労働者(平成23年度からは身体障害者である短時間労働者及び知的障害者である短時間労働者を含む)を0.5とカウントするため、障害者の数は小数点第1位まで記載する。(公的機関も同様)

2 表中、平成23年度より法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数は短時間労働者を0.5とカウントするため、小数点第1位まで記載する。(公的機関も同様)

3 表中、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

4 表中、「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

5 表中、「不足数」とは、上記注3の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から上記注4の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
従って、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(参考1)

◎ 法定雇用率とは・・・

民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

()内は、それぞれの割合によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

- * 民間企業・・・
 - 一般の民間企業 2.0%
(50人以上規模の企業)
 - 特殊法人及び独立行政法人 2.3%
(43.5人以上規模の法人)
- * 国、地方公共団体 2.3%
(43.5人以上の機関)
- * 都道府県等の教育委員会 2.2%
(45.5人以上の機関)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している。

◎ 法定雇用障害者数の計算

$$\text{法定雇用障害者数(注1)} = \left(\text{企業全体の常用労働者数(注3)} - \text{除外率設定業種にあつては除外率相当労働者数(注2)} \right) \times \text{法定雇用率(上記参照)}$$

(注1) 法定雇用障害者数とは、企業が雇用すべき障害者の数(端数は切り捨て)

(注2) 除外率相当労働者数とは、障害者の就業が一般に困難と認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種(除外率設定業種)について定められた率(除外率)を乗じて得た数

※ 除外率は、廃止に向けて段階的に縮小することとなっている。

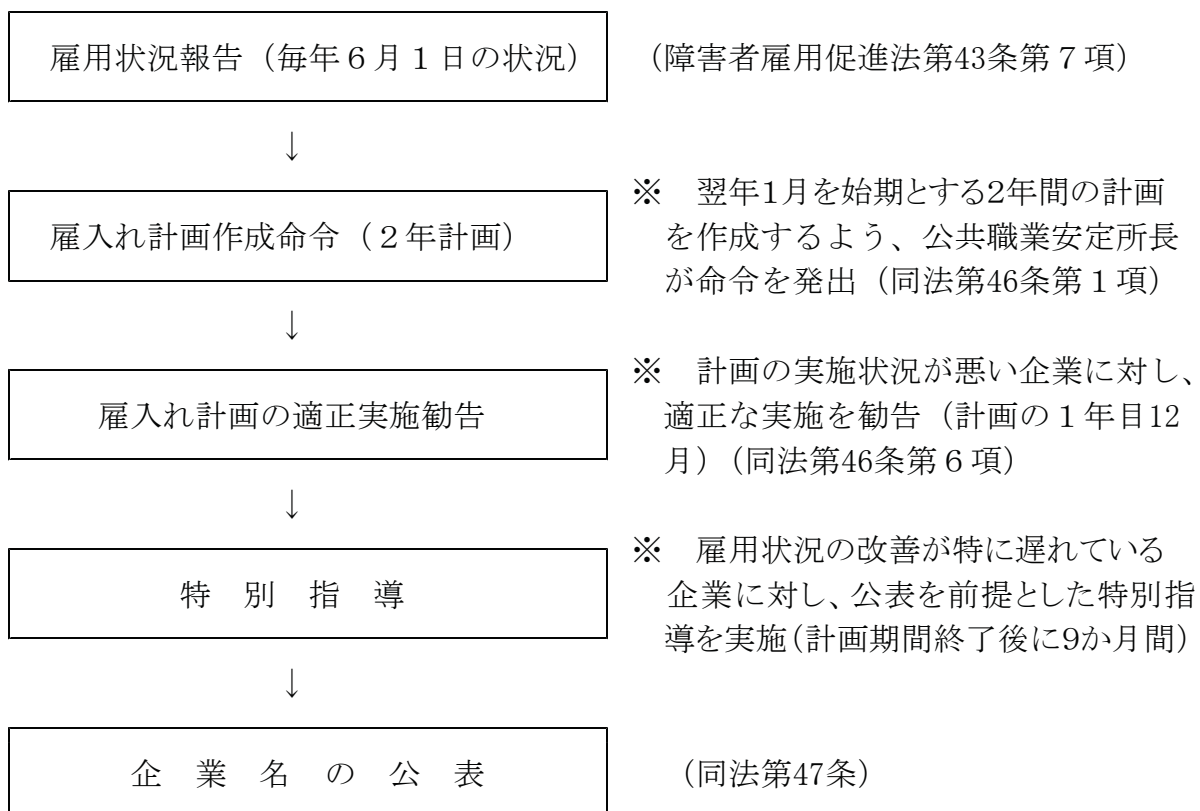
(注3) 算定基礎となる常用労働者の数とは、企業全体の常用労働者数から除外率相当労働者数を控除して求めた数

【例】常用労働者数が180人の企業であれば『180×2.0%=3.6』となり、3人以上(端数切り捨て)の障害者を雇用する義務がある。

(参考2)

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



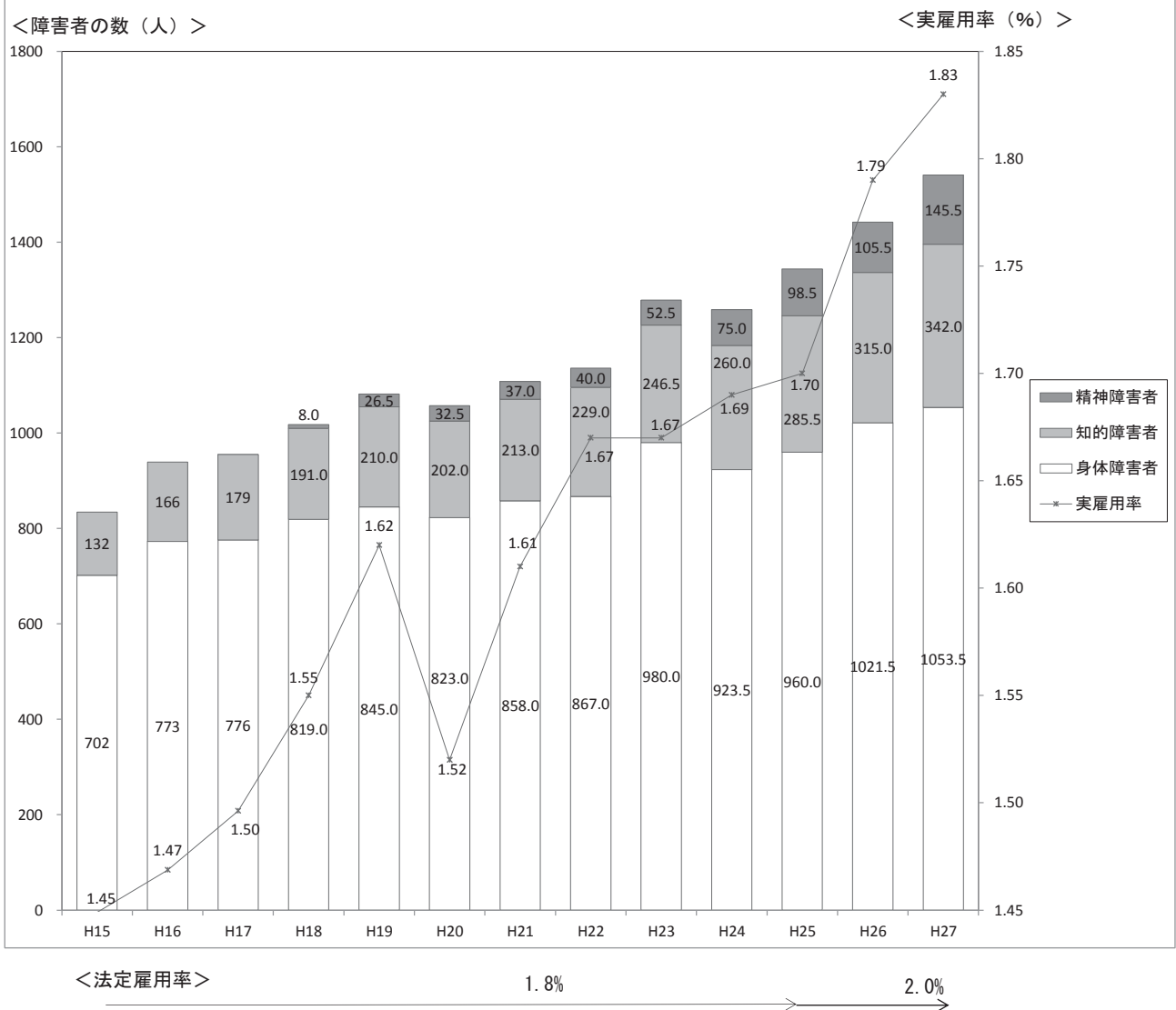
※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成26年度の実績
 - ※ 「雇入れ計画作成命令」の発出 2社
 - ※ 雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
- 雇入れ計画を実施中の企業 3社 (平成26年度)
- 企業名の公表 0社

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移(参考3)



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	平成23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 		

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率（参考4）

各年6月1日現在

